

(参考)

1 建設工事ランク基準表

	A	B	C	D
土木一式工事	1200点以上	1199点～880点	879点～660点	659点以下
建築一式工事	760点以上	759点～660点	659点～570点	569点以下
その他の工事	790点以上	789点以下		

(1) 完成工事高の有無によるランクの変動について (全29業種が対象)

① 完成工事高のない事業者は、総合点数による本来のランクより1つ下位のランクに位置づける

(例 Aランク→Bランク)。最下位ランクの場合はそのままとする。

② ①の作業の後に、同一ランク内で、完成工事高のある事業者を上位に、完成工事高のない事業者を下位に置き、それぞれについて総合点数の順に並べて位置づける。

(2) コンプライアンス基本方針策定の有無によるランク変動について (全29業種が対象)

① コンプライアンス基本方針を策定していない場合には、ライン以上の総合点数であっても2ランク又は最下位ランクへ引き下げる。最下位ランクの場合はそのままとする。

② 引き下げたランク内での順位については、すでに実施している完成工事高の有無による変動を確定させたのち、さらにその下位に置き、それぞれの総合点数の順に並べて位置づける。

(3) 残留措置の適用申請によるランクの変動について (土木一式工事が対象)

① (1)、(2)による順位の変動を確定させたのち、ランクが前回より上がった事業者から残留措置の適用申請があった場合は、前回のランクに残留させる。

② ①の作業後の各ランク内での順位については、すでに実施している完成工事高の有無による変動を確定させたのち、それぞれについて総合点数の順に並べて位置づける。